

大津郡捕鯨紛議 (二)

——明治十一年、三見浦の捕鯨出願を巡って——

戸
島



一、はじめに

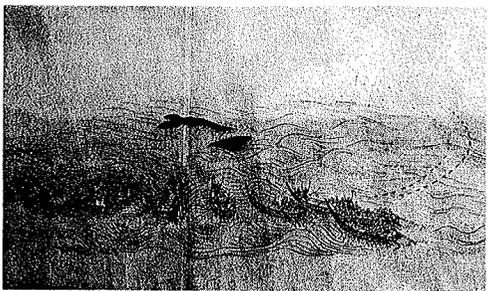
冬から春さきにかけて、日本海を南下する鯨は、山口県の北浦沿岸を游泳し、対馬海峡を抜けて、東シナ海へ向かう。

この鯨を狙って、近世以降、阿武郡から大津郡にかけての浦々は、大規模な鯨組を仕立て、勇壮に捕鯨を展開していた。

とりわけ、長州藩の封建的な捕鯨統制が解けた明治維新以後、それまで鯨組を持てなかつた浦々も、冬季の生業を求めて、積極的に沿岸網代捕鯨に乗り出そうとし、そのために、長く捕鯨を続けていた浦々と、深刻な対立事件を繰り返すことになった。

これら近代の北浦捕鯨紛争のうち、明治五年（一八七二）に始まる津黄一立

大津郡捕鯨紛議(一) (戸島)



北浦捕鯨絵巻 (赤沢家所蔵)

石浦間の対立事件と、同八年に始まる黄波戸一立石・川尻浦間の対立事件は、それぞれの経過と結末を明らかにすることで、山口県独自の「鯨漁規則」の制定と、鯨組再興の許可に至る事情を紹介してきた。したがって、さらに今回は、同十一年に始まる三見一通・瀬戸崎浦間の対立事件を取り上げ、大津郡役所が残した「捕鯨一件」と、県庁租税課地方税係が残した「漁業紛議」(巻ノ七)の、二冊の文書を読み込んで、一連の北浦捕鯨紛議の展開を追ってみる。

二、三見浦の漁業

阿武郡の西端に位置する三見浦は、隣接する大津郡の瀬戸崎浦(仙崎)や通浦などとともに、波静かな仙崎湾の一隅を占めており、北の方角に日本海が開けた漁村である。

近世の中期、元文五年(一七四〇)の「三見浦石高境目書」(地下上申)によると、三見浦は、惣家数五七軒・二一九人で、船二五艘と大敷網代三カ所を持っていた。その惣石高は六四石九斗余しかなく、浦屋敷石五石三斗余を除いた五九石五斗余の全てが海上石で、漁業に依存するだけの小漁村にすぎなかった。すなわち、同じ時期、仙崎湾の対岸に位置する瀬戸崎浦と通浦が、それぞれ七三〇軒と四〇三軒の惣家数で、いずれも大規模な集落であったことに比べ

ると、三見浦は、はるかに小さな漁村でしかなかった。

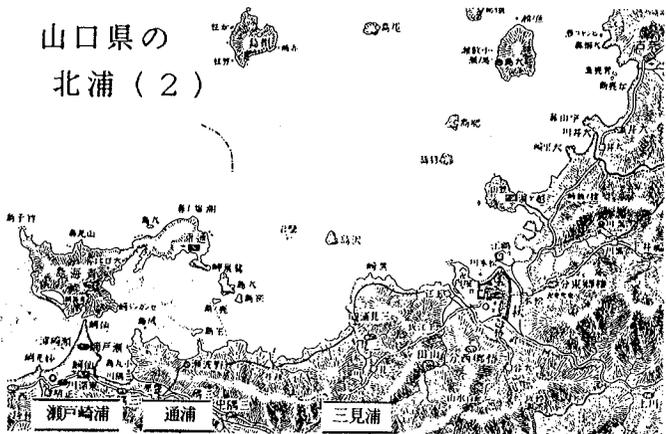
しかし、豊かな北浦の漁場を眼前にする三見浦は、近代の初期、明治十五年(一八八二)の「水産慣例原稿」と同十八年の「漁網取調書」によれば、主に鰯魚漁・鰯魚漁・鰯魚漁・鰯魚漁・鰯魚漁・和布採取を行い、大敷網二統・鰯網二統・鰯網一〇統・鰯網一統などを保有し、とくに大型の網漁で、漁獲量を伸ばさせていた様子がうかがわれる。すなわち、同十五年の「山口県第一回統計表」によれば、その漁家は一六〇戸に達しており、通浦の二七五戸には及ばないものの、瀬戸崎浦の一三戸を凌ぐ数になっている。

したがって、この明治十年代に、三見浦が、自らの漁業海域を通過する鯨に着目し、通浦や瀬戸崎浦と同様に、その捕獲を目論んで、大がかりな鯨組を仕立てる基盤を、十分に備えていた、といえる。事実、しばしば大敷網に鯨が入って、計らずも捕鯨した話が、たのしく現在に語り伝えられている。

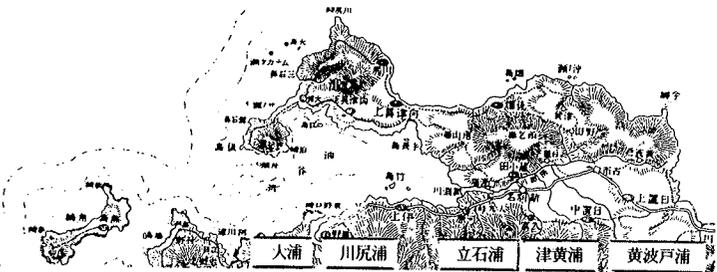
三、三見浦の捕鯨出願

明治十一年(一八七八)五月二十九日、山口県第二〇大区第一三小区阿武郡三見浦の大野又蔵ほか七人は、県令関口隆吉に対して、捕鯨漁業の許可を願い出た。その背後には、同九年六月の瀬戸崎浦への捕鯨再開許可や、同八年十二

山口県の北浦(2)



山口県の北浦(1)



月の黄波戸浦への捕鯨再興許可、さらには、その根拠となつた同六年九月の「鯨漁規則」の制定など、それまで県庁租税課がとつてきた一連の処置が、強く意識されていた筈である。すなわち、「鯨漁規則」は、「浦中」からの願い出に對して、その浦の海境内で行う漁業を許可することとし、「甲浦(上手)」「乙浦(下手)」から、「故障(反対)」を申し立てることを禁じていたのである。

そのため、三見浦から捕鯨許可の出願を受けた県庁租税課は、同年九月六日付けで、第一九大区(大津郡)区長に對し、通・瀬戸崎の両浦に、三見浦との境界を明示して、捕鯨網代海面の略絵図を提出させるように指示している。ところが、両浦からの海境絵図の差し出しがなかつたため、再び県庁租税課は、第一九大区々長に、十一月七日付けで、絵図の提出を督促させている。

一方、三見浦にあつては、県庁の求めに應じて、さつそく海境絵図を差し出したが、冬の漁期が近付いても、一向に捕鯨許可が下りないため、十二月十二日付けで、次のような再度の捕鯨漁業許可願を県令に提出している。

捕鯨漁業再応願

私共本年五月廿九日附を以捕鯨漁業之義願出候処、其後隣浦境界其他取調へ、絵図面相添差出候様御達ニ依テ、悉皆取調上申仕候処、今以何ノ御指令も無之、漁業ノ時分ニ差掛り候間、於下も大キニ困却罷在候、就テ隣大区通ひ浦之義ハ同漁業仕候間、何か差障り申立候義も難計ニ、今般通ひ浦鯨漁世話人池永藤右衛門成者江照会仕候処、過ル明治九年五ヶ浦申合、鯨漁之義ハ他浦より免漁願出とも、故障申立間敷候段、県庁江も届出置事故、決而故障無御座候段申出候間、何卒前件御詮義被成遣、至急御指令相成候様、此段奉願候也

明治十一年十二月十二日

山口県第二十大区第十三小区長門国阿武郡
三見浦第九百四拾九番屋敷居住農

大野 又 蔵 (印)

同県同大区同小区同国同郡同浦第九百五十
八番屋敷居住農

柴 田 久兵衛 (印)

同県同大区同小区同国同郡同浦第九百五十
八番屋敷居住農

飯 田 岩 松 (印)

同県同大区同小区同国同郡同浦第九百六十
四番屋敷居住同

西 村 甚 吉 (印)

同県同大区同小区同国同郡同浦第九百三十
八番屋敷居住同

恵 本 長 吉 (印)

同県同大区同小区同国同郡同浦第九百拾八

番屋敷居住同

宇野 権四郎 (印)

同県同大区同小区同国同郡同浦第九百三番

屋敷居住同

中村 市五郎 (印)

同県同大区同小区同国同郡同浦第八百九拾

ヶ番屋敷居住同

杉山 久蔵 (印)

山口県令 関 口 隆 吉 殿

つまり、三見浦の出願者たちは、△通浦など捕鯨五カ浦は、去る明治九年の申し合わせで、他浦からの捕鯨出願に對して、故障を申し立てないことを、県庁に届け出ていることだから、決して故障はないはずだ△と、強い主張を盛り込んで、早急の許可指令を求めているのである。

まさに、三見浦は、それまで繰り返された大津郡の捕鯨紛議の行方に関心を示して、その結末を的確に掴んでおり、捕鯨出願の機会をうかがっていたといえる。

四、通・瀬戸崎浦の抵抗

山口県第一九大区第三小区大津郡通浦は、仙崎湾を形づくる青海島の東端に位置し、豊かな日本の漁場を間近にすることから、中世以降、その名を知られた漁村で、近世初期の鯨組結成以来、長州捕鯨の中心地として、繁栄した伝統を持っている。とりわけ、近代を迎え、明治八年(一八七五)に瀬戸崎浦の内海網代を借用して以後、瀬戸崎浦の鯨組を吸収して、仙崎湾内の捕鯨を一手に引き受け、最も安定した鯨組経営を続けていた浦である。

また、同五年七月、津黄浦が立石浦との共同捕鯨を嫌って、独立営業を出願したときには、その準備金を出資して、津黄浦を支援したり、同八年の春、黄波戸浦が鯨組の再興を出願したときには、県庁が勧めた捕鯨五カ浦の合社営業を拒否して、従来どおりの独立営業を主張するなど、最も恵まれた捕鯨網代を背景にして、安泰であった。

しかし、仙崎湾の上手に位置する三見浦から、同十一年五月、予想外の新規捕鯨出願が行われたことにより、たちまち通浦は、湾内の優良な捕鯨網代を、その入口で荒らされる事態に追い込まれ、苦しい場面に立たされた。すなわち、通浦の捕鯨は、ゆったり游泳してくる鯨を、仙崎湾の入口の岬や小島に置いた山見(やまみ)でいち早く発見し、湾内の奥深くに進行するのを待って、その退路を塞ぐ形で芋網を入れ、湾の入口に反転するところで追いついて、仕掛けた網に絡ませ、鉈で仕留める方法を取っていたために、三見浦が仙崎湾の上手で先に捕鯨することは、鯨を驚奔させる原因になり、下手の通浦の捕鯨を不可能にすることであったからである。



北浦の捕鯨紛議の記録
大津郡役所文書(左)と県庁文書(右)

したがって、通浦の捕鯨組は、かつて黄波戸浦が捕鯨出願したときに、下手の立石浦や川尻浦が猛烈に反対したように、三見浦への捕鯨許可を、何としても、阻止しなければならなかった。

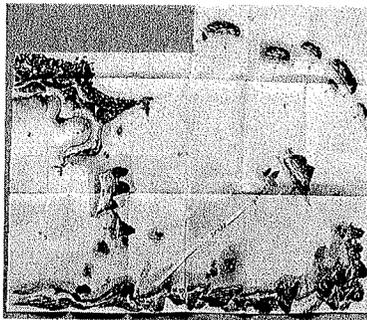
その最初の抵抗は、県庁租税課の二度にわたる通達を無視して、捕鯨網代絵図を提出しない方法で行い、三ヵ月以上の時間を稼いで、三見浦の捕鯨準備を遅らせた。また、すでに捕鯨漁期に入った十二月中旬、改めて県庁から呼び出しを受けると、次のような願書を差し出して、捕鯨網代絵図の提出を、さらに延期している。

捕鯨網代境界略図仕出日延之件ニ付願

今般当県第二十大区内三見浦捕鯨営業出願ニ付、通瀬戸崎両浦示合、境界略絵図差出候様御達相成、奉其旨得候、右絵図面調出ニ付而者、両浦兼而示合、双方合点之上差出不申而者、至後年ニ苦情申出候様候儀有之候而も相済不申事与奉存候、然ル処、惣代并ビ頭立候者内、捕鯨前仕構、諸般仕入等トして、秋已来諸所出行仕、帰浦相待居候内、組立等之時分ニ押移り、別而繁忙相成、且当時両浦之儀も合併ニ仕居、遠路遠隔之儀、彼是与照会茂難相調、終ニ追々御督促を蒙り、重畳奉恐入候得共、前頭之次第故、何卒絵図面調出之儀ハ、今暫御月延被仰付被遣度、両浦等而此段奉願候也

明治十一年十二月

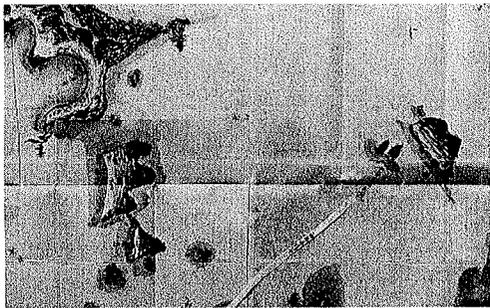
山口県第十九大区第三小区



三見浦が提出した海境絵図(右下に三見浦、左上に通浦)

長門国大津郡通浦捕鯨惣代

- 磯部 八十郎 (印)
- 同
- 池 永 忠三郎 (印)
- 同
- 早 川 正左右衛門 (印)
- 同
- 早 川 源兵衛 (印)
- 同
- 磯 部 山 平 (印)
- 同郡同大区同小区同国同郡
- 瀬戸崎浦同
- 宮 本 七 郎 (印)
- 山口県令 関 口 隆 吉 殿



三見浦が提出した海境絵図の部分(左上に通浦)

つまり、通・瀬戸崎浦は、八両浦の双方が合点の上で絵図面を調製しなければ、後年に苦情を申し出る事になって、申し訳ないことだと思っている。惣代などが捕鯨の前仕構えに秋から他出していたため、その帰りを待っていたところ、鯨組の組立ての時期になり、ますます忙しくなってしまう、未だ両浦の照合ができていないので、今しばらく

くの延期を命じてもらいたい、というのである。

また、三見浦から捕鯨許可の催促を受けていた県庁租税課が、十二月二十六日付で、通・瀬戸崎の両浦へ、△その捕鯨世話人が、三見浦からの照会に、去る明治九年の五カ浦の申し合わせで、他浦からの捕鯨出願に故障を申し立てないことを決め、県庁にも届け出ているのだから、決して異議を差し挟むことはない、と答えた△という事柄の有無を問い合わせた際も、通・瀬戸崎の両浦は、該当者が他出していたことを理由にして、翌十二年二月三日まで回答を引き延ばしたうえで、そのようなこと存在を否定した。

要するに、そこには、苦しい立場に追い込まれた通・瀬戸崎浦の捕鯨組が、県庁租税課の追求をかわすことで、できるだけ網代絵図の提出を延期し、三見浦への捕鯨許可を妨げようとした意図が明白であり、三見浦の捕鯨出願を阻止する正当な理由はなかったのである。

しかし、結局、この通・瀬戸崎浦の作戦は成功し、冬から春先に掛けての、仙崎湾の捕鯨一漁期を、両浦が独占し、操業することになるのである。

五、三見浦と通・瀬戸崎浦の攻防

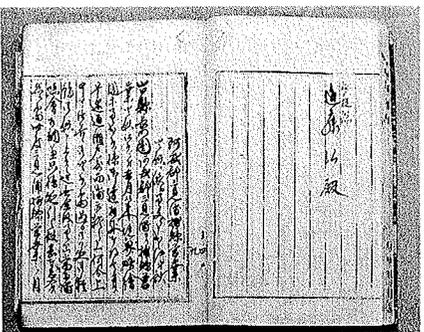
度重なる通達にもかかわらず、通・瀬戸崎両浦の捕鯨組から、海境絵図を受け取ることのできなかった県庁租税課は、いつまでも三見浦の捕鯨出願を放置するわけにもいかなかったため、ついに明治十二年(一八七九)二月十九日、三日以内で調進させる強行方針を固め、県令の許可の下に、改めて大津郡役所に指示を発し、通・瀬戸崎両浦の網代絵図の調達と捕鯨障害の調査に、積極的な取り組みを開始した。

ところが、それでも通・瀬戸崎両浦の捕鯨組は、網代絵図の調製を引き延ばし続け、捕鯨漁期のほぼ終了した三月二十五日になって、ようやく三見浦の捕鯨出願への不許可処分を訴える内容の嘆願書を添え、戸長役場に提出するに至っている。実に、これは半年も遅れてのことであったから、網代絵図と嘆願書を戸長から受け取った大津郡長は、さっそく三月二十八日付で、県庁租税課へ進達している。

このうち、通・瀬戸崎両浦の捕鯨組が、県庁租税課に対して、三見浦捕鯨の障害を訴え、その不許可処分を申し出た嘆願書の内容は、次に示すとおりで、当時の仙崎湾内における網代捕鯨の実態と、通浦の陥った窮状を、具体的に物語っている。

阿武郡三見浦捕鯨営業出願ニ依而差支り申出之件ニ付願

山口県長門国三見浦ヨリ捕鯨営業出願仕候ニ付、去月以来境界略絵図等差出候様御達相成、奉得其旨候、早速通瀬戸崎両浦示談之上、何分上申可仕筈ニ御座候処、過日御日延御猶予御願申上候通、無余儀差問、当両浦照会相調兼、只様延引之段、甚奉恐入候、然ル処、此度三見浦捕鯨営業之目論見相建候処、元來該近浦之沖手島々数多有之、鯨魚遊来ノ妨不尠、小島相島二々島之合ヨリ通浦引受之海江入来リ候得共、沖合ニ而八十分之手業も無覚束故、成丈ヶ地方江游附候様仕構、山里間近ク相成、直ニ逃去ノト帰リ来ルヲ待受、又ハ時ニ寄内海江望来ルヲ相待カ、右両条之間ニ而尽力仕、



三見浦捕鯨の不許可処分を申し出た通浦の願書(頭部)

是迄漁業仕来、且々寒波之渡世仕居候、然ルニ彼浦ヨリ鯨入来之度毎ニ、追船其他乗出シ、取得之仕構仕候時ハ、他之海境甲乙トモ違ヒ、取分ケ海面間近ク御座候ニ付、譬彼浦取逃シ候迎モ鯨勢弥増、甚敷相成候而ハ、通浦網代江入来候理合更ニ無御座、且又内海江鯨入来ト申儀、以来絶而無之、左候得ハ、内海之儀ハ先年当兩浦為成立之仕組建モ有之候処、一方之口ヲ防閉候テハ節格之仕組立モ相崩、当兩浦之人民不大形困難、尚又通浦之儀者別而冬春ハ鯨漁而已ニテ口糊相凌キ、其他之漁業器械等茂無之場処柄ニ依テ、甲之浦江被差免候而ハ殆ト難渋ニ立至リ可申与奉存候ニ就、前願之次第二而、於当郡茂黄波戸立石其他ト甲乙網代も有之候処、是等ハ孰茂海面数里ヲ隔居、其上沖ニ島々等も無之、支リ無数候処、三見浦当兩浦之儀者海面接近仕、前件甲乙トハ余程訳柄相違仕、且数百人洋中ニ罷出候処、精々注意ハ可仕儀ニ候得共、小前共ニ至リ候而ハ万一洋中ニ於テ不得止紛擾ヲ醸シ候而ハ捕鯨方手組モ違ヒ、是力為失産ニも可至、第一御厄害筋醸生可仕程も難計、彼是ニ付、彼ノ浦捕鯨營業之儀ハ御説諭ヲ以不差免様、篤与被蒙御詮儀可被下候、若御疑念も有之候ハ、実地御検査被成下度、此段兩浦等只管奉歎願候也

明治十二年三月廿五日

山口県大津郡通浦捕鯨惣代

磯部 八十郎 (印)

(以下四人省略)

同県同郡瀬戸崎浦同

宮本七郎 (印)

山口県令 関 口 隆 吉 殿

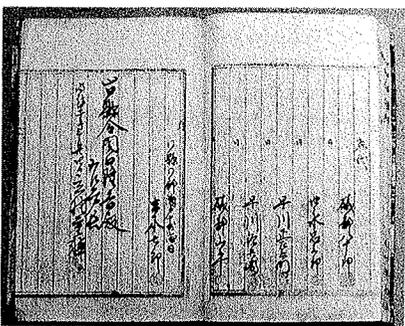
つまり、八仙崎湾の入口には小島が多く、支障になっているのに、上手の三見浦に捕鯨を許すと、湾内に鯨が入ってこなくなり、通・瀬戸崎の両浦人民が渡世できなくなってしまふ、と訴えながら、八とりわけ、三見浦と通・瀬戸崎浦の捕鯨網代は、黄波戸浦と津黄・立石浦の捕鯨網代の場合と違って、非常に接近しているから、数百人が海上に出て操業すると、紛擾を生ずることになるかもしれない、と播さぶりを掛け、三見浦への捕鯨不許可処分を強硬に嘆願しているのである。

一方、県庁租税課の本格的な調停作業の開始を察知した三見浦も、三月二十六日付で、通浦の矛盾を突くため、次のような三度目の願書を作成し、戸長役場から阿武郡役所を経て、県令宛に差し出している。

捕鯨漁業再三願

私儀客年五月廿九日附ヲ以、捕鯨漁業之義願出仕、再願同年十二月十二日附及出願候処、今以何タル御指令無之、於私共モ大事件之營業ニ附、至急御詮議無之而ハ、多分之困難有之候、就テハ隣郡通ひ浦へ差支リ之有無御照会相成候様伝承仕候、元より当三見浦海面境界ニ而漁業仕候事ニハ候得共、人情之常ニ而故障申立候哉も難計候へとも、過ル明治八年八月、大津郡黄波戸浦より右漁業出願之際、通ひ浦より別紙写シ之通り申出候趣も有之候ニ

大津郡捕鯨紛議(二)(戸島)



三見浦捕鯨の不許可処分を申し出た通浦の願書 (尾部)

付、今日ニ至り故障申立候義ハ無之候様愚考仕候得共、万一名義之申立有之候へハ、私共ニ於テモ申分無之候間、何分之御詮義早急奉願候也

山口県長門国阿武郡三見浦

第四百拾九番屋敷居住農

明治十二年三月廿六日

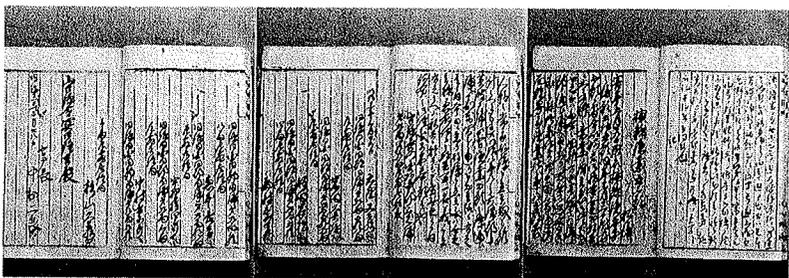
大野 又 蔵 (印)

(以下七名省略)

山口県令 関 口 隆 吉 殿

つまり、三見浦は、ハ昨年五月と十二月に、捕鯨漁業を出願したけれど、未だ何の指令も無く、困難に直面している、と苦情を述べながら、ハ通浦に差し障りの有無を照会したことを伝え聞き、はなはだ心配している、というのである。また、ハもとより三見浦の海境内で漁業をすることではあるが、人情の常で、通浦から故障の申し出があるかもしれない、と指摘しながら、しかし、ハ去る明治八年八月、黄波戸浦が捕鯨漁業を出願した際に、通浦は別紙のような申し出をしているのだから、今日になって故障を申し立てる筋合いは無いはずだ、と主張するのである。

この時、三見浦が添付した文書は、通浦惣代が明治八年八月に県庁へ提出し



三見浦が山口県令に差し出した三度目の捕鯨漁業願書(明治12年3月26日)

た上申書の写しで、その内容は、各浦合併の会社組織による捕鯨を嫌い、従来どおりの独立営業を望んだものであり、以後は、県庁が各自の海境内で営業する捕鯨に許可を下しても、故障を申し立てないと、断言するものでもあったから、通浦は、いよいよ苦しい立場に追い込まれた。

また、その後にも、県庁租税課が、明治八年の黄波戸浦の捕鯨出願に関わる紛争書類を調査したことは、「漁業紛議」(巻之七)の中に、その当時、通浦と瀬戸崎浦が提出した文書だけが抜き出され、明治十一年の三見浦の捕鯨出願に関わる紛争書類と一緒に綴じ込まれている状況からして、容易に把握できる事実である。

とりわけ、同八年十二月、県庁係官の勧告にもかかわらず、通・瀬戸崎両浦の惣代一名と、黄波戸浦と津黄浦の惣代三名とが、立石浦を含めた合併組織の捕鯨を嫌って、それぞれ単独の捕鯨を主張するために、次のような上申書を提出していたことは、通・瀬戸崎の捕鯨組にとって、不利な情況を作り出すものであった。

申上候事

今般捕鯨漁之儀ニ付、御呼出被仰付、於御庁被仰聞之趣、左之通り相心得居申候

一、引請海内之儀ハ凶面之通りニ御座候、漁業ノ儀者自然風相汐相ニ寄、網掛ケ鉾突之辰、沈魚等ニ而孰れハ流れ寄候共、其節是迄行形之通り我引請之得物与相心得居申候

一、日新開化ノ自主自由権理之御時運ニ附、向後孰れ之浦より捕鯨独建之儀出願仕、御許可被仰付候而も、於其節差障一向無御座候事

右之通り相心得居申候間、依而連印仕、此段被聞召届可被遣候、以上

第十九大区通瀬戸崎両浦惣代
百六十七番居住

明治八年亥十二月

池永忠三郎 (印)

同区黄波戸浦惣代

上野作兵衛 (印)

同

内山市太郎 (印)

同津黄浦惣代

平川半次郎 (印)

山口県参事 木梨信一 殿

つまり、△現在は「日新開化ノ自主自由権理之御時運」であるから、今後、いつれの浦から独立捕鯨の出願があつても、それを許可されることは、一向に差し障りはない、と言いつつ切っており、今回、三見浦の捕鯨出願に故障を申し立てていることと、全く矛盾する事態になっていたのである。

六、県庁租税課の調整

三見浦の捕鯨出願は、通・瀬戸崎両浦の捕鯨組の抵抗にあつて、その一漁期を棒に振つたが、県庁租税課における調整は、三見浦に有利に展開していたから、再び鯨組を準備する初夏の五月を迎え、三見浦の代表者たちは、積極的な行動を開始した。

すなわち、明治十二年(一八七九)五月六日、三見浦の捕鯨出願者七人は、阿武郡山田村外一カ村の戸長に、△願書の進達を行っていないのではないかと、「苦情」を申し立て、さらに、惣代二人を県庁に派遣するために、戸長の「添書」を要求して、「何分ノ御次第、該人共江被仰聞被下度」と記入させているのである。

そのため、三見浦惣代から直接に事情説明を求められることになった県庁租税課の主任は、あいまいな態度の通・瀬戸崎浦への処断方針を固め、さつそく五月九日、それまでの関係書類三通を添付し、県令に次のような伺いを立て、翌十日付で両浦の捕鯨惣代を山口に召喚した。

阿武郡三見浦農

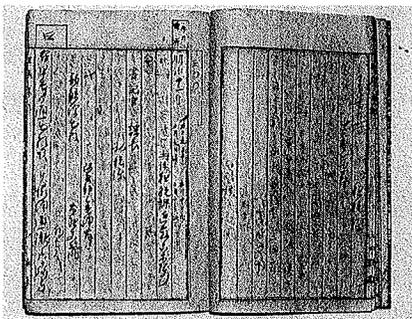
捕鯨漁出願

大野又蔵

外七人

右、甲号ノ通出願候ニ付、脇浦通瀬戸崎両浦へ障害ノ有無等、乙号ノ通大津郡役所へ御達相成候処、該両浦ヨリ丙号ノ通申出、右ハ先年黄波戸浦新ニ捕鯨出願ノ際、丁号ノ通書面差出、既ニ御聞届ニモ相成候次第有之、審案スルニ、丙号ノ願書曖昧ニ涉リ、確乎タル故障ノ廉不相見、只ニ当課ノ説諭ヲ以、本願主ノ情ヲ断タン事ヲ希望スルノ底意ト被相察、旁趣意相

大津郡捕鯨紛議(二)(戸島)



県庁租税課主任近藤弘の起案した県令への伺書

判り兼候条、召喚ノ上孚ト取札、子証奉相伺候也

つまり、A甲号のように三見浦から捕鯨出願があったので、乙号のように脇浦の通・瀬戸崎浦へ障害の有無を聞いたところ、丙号のように故障を申し出てきた。この件については、黄波戸浦が新規捕鯨を出願した際、通・瀬戸崎浦は丁号のような書面を差し出し、聞き届けられたいきさつがある。これらをつぶさに検討すると、通・瀬戸崎浦から出された丙号の願書は趣旨曖昧で、三見浦の捕鯨出願に故障を申し立てる根拠が見当らない。ただひたすら、租税課の説得によって、断念させようとしており、その考えは理解できない。従って、通・瀬戸崎浦の惣代を召喚し、問いただしたい、というのである。

ところが、この三度目の厳しい召喚命令にもかかわらず、通・瀬戸崎浦の捕鯨組は、県庁への出頭を拒否し、とことん抵抗を続けたため、ついに五月十六日、県庁租税課の主任近藤弘は、山口から巡查を派遣して、通浦の捕鯨総代五人と瀬戸崎浦の捕鯨総代一人を、半ば強制的に召喚することとし、再び県令に伺いを立て、その承認を得た上で、同月二十一日、山口警察署長に実行命令を発した。

その結果、ようやく六月二日になって、通浦から磯部八十郎と磯部山平が、瀬戸崎浦から宮本七郎が、それぞれ県庁に出頭しており、さっそく租税課主任の近藤弘は、彼等への事情聴取と説得を試みた模様である。今、この内容は分からないものの、通・瀬戸崎浦の惣代三人が、翌々四日、「於下ニ篤与示談仕」るため、二日間の返答猶予を近藤弘あてに願ひ出ていることからして、かなり厳しいものであったろう。

しかし、六等属近藤弘の通・瀬戸崎浦に対する説得は、両浦の頑強な抵抗にあつて、不成功に終わったらしく、県庁租税課は、結局、三見浦に捕鯨出願を断念させる方針に転じ、「示談」による解決を目指して、それ以後は、書記官の進十六が前面に立ち、通・瀬戸崎浦の惣代三人に、三見浦から召喚した柴田久兵衛と、杉山久蔵の代理者山下松二郎と、大野又蔵の代理者河田弥八を加え、具体的な妥協策を提示して、強い調停を行った模様である。

この進十六書記官による調停策が、双方の「示談」を勧めるものであったことは、通・瀬戸崎浦の惣代三人と三見浦の惣代三人が、「私共、示今明十二日ヨリ二週間、一先帰浦仕、地下ニ於テ篤ト示談ノ上、何分上申可仕、依テ連書ヲ以申出候間、此段御聞届奉願候也」としたため、六月十一日付で、書記官進十六あてに帰浦届を提出していることから、容易に推測できる事柄である。

これに対して、県庁租税課は、それぞれに往復を除いた五日間の日限を与え、「何分」の結果を届け出るように指示して、その日の内に帰浦させたが、三見浦の捕鯨出願人江本長吉は、二週間後の六月二十五日に、その委任者の中本秀を県庁に出頭させたが、通・瀬戸崎浦の捕鯨惣代は、六月二十五日になつても、誰一人をも出頭させなかった。

したがって、県庁租税課の近藤六等属は、進書記官に対して、次のような伺いを立て、再び通浦と瀬戸崎浦に、示談結果の「申出」を督促している。

大津郡通浦瀬戸崎ニケ浦并阿武郡三見浦ト捕鯨漁示談ノ義、往復ヲ除キ日数五日限り、何分ノ義可申出管之処、既ニ日限過去候得共、何等申出無之ニ付、御督促可相成、奉相伺候也。

大津郡通浦捕鯨惣代

磯部 八十郎 外一人

同郡瀬戸崎浦同上

宮本七郎

右、阿武郡三見浦捕鯨之義ニ付、自談ノ結果、来ル三十日限り無相違、双方より可届出、此段相違候也

十二年六月廿五日

山口県租税課

つまり、通・瀬戸崎の両浦に対して、△三見浦との「自談ノ結果」を、来る三十日までに相違なく、「双方」から届け出るように▽、という内容の通達であった。

しかし、そのまま半年以上を経過し、再び冬の捕鯨漁業期に入ったため、県庁租税課は、翌十三年一月廿六日、阿武郡役所と大津郡役所に通達を発し、「示談ノ結果、双方^{通・瀬戸崎}三見浦捕鯨漁惣代之者共連署ヲ以、所属戸長之奥書ヲ請ケテ申出候様」に指示している。

その結果は、それ以後の記録が途絶えているために、不明ではあるが、三見浦の捕鯨出願人の江本長吉が、その代理人を前年の六月二十五日に出頭させていたことからしても、おそらく、その時点までに、「双方」の「示談」は、何等かの合意をみていたと思われる。

七、おわりに

明治十一年(一八七八)から一〇〇年以上を経た現在、三見浦が本格的な捕鯨を行った事実を、現地を確認することはできない。⁷⁾ また、同十五年の「阿武見島郡治一覽表」⁸⁾ や同十八年の「漁網取調書」⁹⁾、あるいは、現存する県庁文

書や郡役所文書にも、三見浦の捕鯨を示す記述は見つからない。

しかし、この三見浦捕鯨出願の行方を示す記事としては、その後一〇年を経た同二十二年に、三見浦が再び捕鯨を出願して通・瀬戸崎浦と紛議を繰り返した際、阿武郡長と山口県知事あてに作成した「弁明書」の中で、「明治十二年十二月通浦捕鯨総代ヨリ三見浦ニ差出タル定約書」のあったこと、「通浦カ三見海ニ対シ年々百三拾円ノ金額ヲ支出スル事卜定約シタ」ことを記述しており、わずかに、その結末を知ることができる。¹²⁾

すなわち、三見浦は、同十二年以後の一〇年間ほどを、年々一三〇円の金額で、通・瀬戸崎両浦の捕鯨組に、その網代を貸し渡して、捕鯨出願を撤回していたのである。

おそらく、三見浦の捕鯨出願を受けた県庁租税課も、通・瀬戸崎両浦の捕鯨組の存続を図って、三見浦網代の貸付契約による、現実的な解決策を勧めていたことであろう。

実に、この一三〇円という金額は、同八年七月に瀬戸崎浦が通浦に貸し渡した内海網代の一〇四〇円¹³⁾や、同九年七月に瀬戸崎浦が川尻浦に貸し渡した外海網代の二〇〇円には及んでいないが、¹⁴⁾三見浦にとって、大きな収入であったはずで、かなりの潤いをもたらすものであったろう。

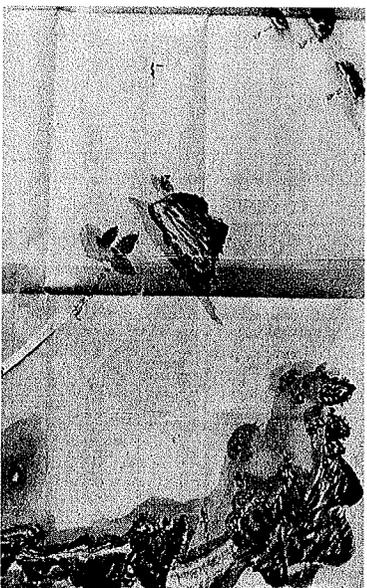
つまり、三見浦の捕鯨出願は、実際の捕鯨活動は阻止されたものの、年々の網代収入を保証することになり、一定の成果を見せているのである。この意味で、県庁が定めた同六年七月の鯨漁規則や、政府が定めた同八年十二月の太政官布告海面借用許可方針などは、実際に捕鯨を行わなかった浦にも、その恩恵を与える結果をもたらしており、新しい漁業慣行を、確実に積み重ねているのであった。

[注]

図書館架蔵。

- (1) 戸島昭「大津郡捕鯨紛議(一)——明治五・六年、津黄浦の捕鯨出願を巡って——」平成元年三月『山口県文書館研究紀要第16号』。
- (2) 戸島昭「北浦捕鯨紛議——明治八年、黄波戸浦の捕鯨出願を巡って——」昭和六三年五月『くじら第3号』。
- (3) 「捕鯨一件」山口県文書館架蔵(大津郡役所188)、「漁業紛議・捕鯨之部巻ノ七—大津郡通瀬戸崎浦—」山口県文書館架蔵(県庁戦前A農業562)。以下、特に出典を明記しないものは、これらによる。
- (4) 山口県文書館架蔵(県庁戦前A農業508)。
- (5) 山口県文書館架蔵(県庁戦前A農業507)。
- (6) 山口県文書館架蔵(県庁戦前A総務525)。
- (7) 三見漁業協同組合参事縄田伊三夫氏の教示による。平成三年七月。
- (8) 「大津捕鯨一件」山口県文書館架蔵(県庁戦前A農業500)。
- (9) 山口県文書館架蔵(県庁戦前A総務567)。
- (10) 山口県文書館架蔵(県庁戦前A農業507)。
- (11) 「三見浦捕鯨差拒之件」(山崎資料12-17)。長門市立

- (12) 「三見浦捕鯨営業差拒理由書」(山崎資料12-12)。長門市立図書館架蔵。
- (13) 「弁駁書」(山崎資料12-4)。長門市立図書館架蔵。
- (14) 「捕鯨一件」山口県文書館架蔵(大津郡役所188)。
- (15) 「大津郡瀬戸崎浦捕鯨紛議・四冊ノ四」山口県文書館架蔵(県庁戦前A農業499)。



三見浦が提出した海境絵図の部分(右下に三見浦)